

横浜ベイレンタルボートクラブ会則

第一章 総則

(名称)

第一条 本クラブは、横浜ベイレンタルボートクラブ(以下本クラブ)と称します。

(目的)

第二条 本クラブはD-marinaが所有する船舶(以下クラブ艇という)を利用し会員相互の親睦を図り、明朗健全な社交機関としてマリナーの普及発展に寄与することを目的とします。

(運営)

第三条 クラブはD-marinaが管理運営します。

(事務所)

第四条 本クラブの事務所はD-marina内に置きます。

第二章 会員

第五条 本クラブの会員は個人会員を原則とします。

第三章 会員資格

(会員資格条件)

第六条 1.会員は年齢20歳以上でクラブの趣旨に賛同し会員としてふさわしい品位と信用があり海を愛し誇りを持って、シーマンシップを遂行できる方とします。

2.暴力団および之に準ずる団体の構成員等は加入できません。

第七条 1.会員資格は、下記の手続きを経て、会社に所定の入会金および会費の支払い後に資格を取得します。

2.クラブに入会を希望する方は、別に定める入会申込書と必要書類を提出し、D-marinaの承認を得たうえ入会金および会費を納入していただきます。

3.入会金および会費の支払い方法についてはD-marinaにおいて別に定めるところによります。

第八条 入会金および会費は納入後これを返金いたしません。

第九条 会員資格は譲渡および貸与できません。

(会員資格の喪失)

第十条 会員は次の場合、資格を喪失します。

1.会費およびその他の費用・代金を2ヶ月以上滞納し、正式の請求があっても納入しない場合。

2.除名。

3.死亡。

4.18条により本クラブが解散した場合。

5.退会。

(会員資格の一時停止および除名)

第十一条 会員が次に該当する場合D-marinaはその資格を一時停止もしくは除名することができる。

1.本クラブの名誉を毀損し、秩序を乱すような行為をしたとき。

2.本クラブ会則および諸規則に違反したと認められたとき。

3.本人および同行者が暴力団およびこれに準ずる団体の構成員等と判明した場合。

4.資格停止中は本クラブ艇およびクラブ施設を利用できません。

第四章 会員の権利・義務

(会員利用カード)

第十二条 D-marinaは会員に別に定めた会員証を発行する。

1.会員証は、譲渡、貸与、質入等ではできません。

2.会員証を紛失した場合は、直ちに会社に通知し、再発行の手続き(有料)をしてください。

3.会員証がないと会員としての権利が認められません。

(会費の支払い等)

第十三条 会員は別に定められた会費および利用料金を支払うものとします。

1.会費は入会するその月から支払うものとし、最低6ヶ月以上の継続加入期間が必要です。

2.退会する場合は1ヶ月前までに連絡し、書面の取り交わしが必要です。

3.2ヶ月間会費が未払いの場合は退会処分となりますが、その期間の会費の請求は致します。

(施設利用範囲および方法)

第十四条 会員は本規則及び別に定める利用規則に従い、クラブ艇を利用することができます。

1.利用に際しては必ず会員証と海技免状の提示が必要です。

2.クラブ艇の利用に関しては必ず係員の指示に従うものとします。

第五章 雑則

(事故の責任)

第十五条 1.D-marinaは会員のクラブ艇の使用に際し、D-marinaに故意または明らかな過失があった場合を除き生じた事故の損害に関しては一切その責任を負いません。

2. 会員は、会員及び同乗者のクラブ艇使用に際し、自らの過失により D-marina、クラブ艇、第三者に与えた損害に対してはその賠償責任を負うものとします。(事故の状況により、D-marina が加入するモーターボート保険の運用を受けることができます)

(クラブ艇の廃止及び利用制限)

第十六条 D-marina は、天変地変、法令の制定改廃、行政指導、社会経済情勢の急変、その他やむを得ない事由によりクラブの運営に支障をきたした場合は、クラブ艇の一部もしくは全部を廃止もしくは利用制限する場合があります。

この場合、会員は補償のほか、同等の請求、異議を申し立てることはできません。

第十七条 D-marina はクラブ艇を全廃する場合、災害等やむを得ない場合を除き、その1ヶ月前までに会員に通告します。

(解散)

第十八条 D-marina は、クラブ艇を全廃する場合、やむを得ない場合が生じクラブを解散する場合は下記の措置をとることができます。

1. 納入済みの会費(月払い分)は日割り計算により精算し、無利息にて返還します。

2. D-marina はその場合、利用料金等未払いのある会員に対しては、会費からこれを控除してその残額を支払うものとします。

相殺できない会員には請求させていただきます。

(休日)

第十九条 D-marina はクラブ艇のメンテナンス、または何らかの事情により利用が不可能と認めた場合など管理運営上やむを得ないと判断されたときは、必要最低限の臨時休業を設けたり、利用制限を行うことができます。

(細則)

第二十条 D-marina はこの会則、クラブ艇を変更することができ、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

(付則)

2006年度会則

本会則は2006年10月1日より発行するものとします。